

電気代が高いなあ...



事業者のみなさま

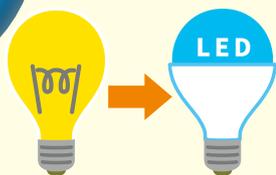
省エネ・再エネ

設備の導入・更新を支援します

最大
100万円

省エネ設備への更新

補助率
2/3



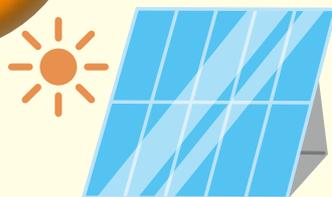
LED照明などの省エネ機器への更新や、断熱等省エネ建物改修など、エネルギー使用量を削減する取り組みを支援します。

申請期限 令和5年1月31日(火)

最大
400万円

自家消費型の太陽光発電・蓄電設備の導入

kW・kWh
あたり
5万円



太陽光発電設備や蓄電設備を導入して、エネルギーを自家消費する取り組みを支援します。

申請期限 令和4年9月30日(金)

申請書は鹿角市ホームページからダウンロードしてください▶▶



省エネ



再エネ

申請・問い合わせ先

鹿角市省エネ設備等更新支援補助金

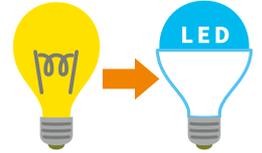
対象者

- ・鹿角市内に事業所を有する事業者（暴力団関係事業者、性風俗営業を営む者を除く）
- ・設備の更新等について、他の補助金等を活用していないもの

対象経費

鹿角市内にある、事業の用に供する建物、建物付属設備、構築物、器具及び備品、機械及び装置（以下「設備等」）で、既存の設備等をエネルギー効率の高いものに更新するための設計費、本工事費、付帯工事費、設備費、測量試験費（以下「経費等」）のうち、租税公課及び公官庁に支払う手数料等を除いた費用。

- ※設備更新等によるエネルギー削減量を算出できるものを対象とします。
- ※車両及び運搬具、器具及び備品については、テレビ、タブレット、パソコン（サーバ除く）等汎用性・換価性の高いもの、遊技機等を対象外とします。
- ※新規設備導入のみは対象外とし、既存の設備等からの更新を対象とします。



補助金額

- 対象経費等の額の3分の2（1事業者の上限100万円、下限5万円）
- ※1事業者が複数回申請することも可能です（1事業者の上限額まで）。
 - ※既存設備の下取り代金は対象経費から控除します。
 - ※1万円未満の端数は切り捨てます。
 - ※他の補助金との併用はできません。

申請期限

- 【申請期限】 令和5年1月31日(火)** **【実績報告期限】 令和5年3月20日(月)**
- ※事業の実施前に申請し、交付決定の後、事業に着手してください。
 - ※期限までに実績報告の提出がない場合は、補助金の交付はできません。

自家消費型太陽光発電設備・蓄電設備導入支援補助金

対象者

市内の事業所に、自らの事業に使用する電力の自家消費のため太陽光発電設備・蓄電設備を導入する事業者（暴力団関係事業者、性風俗営業を営む者を除く）

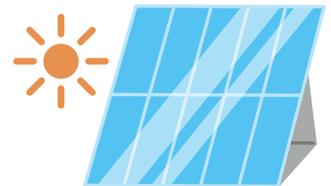
対象経費

鹿角市内にある事業所に、自家消費型太陽光設備・蓄電設備を導入する経費

1) 太陽光発電：パネル、パワコン、配線、キュービクル等付属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費。PPAにおいては補助申請者が負担する経費。

2) 蓄電設備：蓄電池本体、付属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費

- ※太陽光発電は20kW以上、蓄電設備は20kWh以上とします。
- ※発電した電気の売電は認めません。また自家消費分の環境価値の移転は認めません。
- ※PPAについては原則電気小売会社の選択に制約がないこととします。
- ※太陽光発電のみ、蓄電設備のみの申請も可とします。蓄電設備のみの場合は、再エネ設備が既設であるかもしくは追加で導入することとします。
- ※2030年まで発電量および自家消費した電力量の報告を求めます。
- ※他の補助金との併用可とし、その場合は特定財源として対象経費から除きます。



補助金額

- kW・kWhあたり5万円、上限400万円
- ※1万円未満の端数は切り捨てます。

申請期限

- 【申請期限】 令和4年9月30日(金)** **【実績報告期限】 令和5年2月28日(火)**
- ※事業の実施前に申請し、交付決定の後、事業に着手してください。
 - ※期限までに実績報告の提出がない場合は、補助金の交付はできません。

申請に必要な書類は鹿角市ホームページから確認してください